

中国の「新安全保障観」

China's "New Security Concept"

高木 誠一郎 アジア・太平洋センター客員研究員

TAKAGI Seiichiro Adjunct Research Fellow, Center for Asia-Pacific Studies

〈プロフィール〉

1965年 東京大学教養学部卒業
 1967年-77年 スタンフォード大学留学 (P h. D.)
 1978年-99年 埼玉大学 (78年専任講師、79年助教授、86年教授)
 1997年-99年 政策研究大学院大学教授
 1999年- 防衛研究所第2研究部部長
 2000年- (財)日本国際問題研究所客員研究員

〈専攻〉

国際政治学・中国研究

〈著作物〉

"The Impact of September 11 on China's Key Foreign Relationships," *Japan Review of International Affairs*; "The Asia-Pacific Nations: Searching for Leverage" in *Making China Policy: Lessons from the Bush and Clinton Administrations*、"米中関係の基本構造" (『中国を巡る国際環境』)、『脱冷戦期の中国外交とアジア・太平洋』(編著)。



冷戦が終焉し、世界規模の核戦争にエスカレートする危険をはらんだ米ソの対決は解消したが、その後の世界では多様な安全保障上の危険が認識されるようになった。それに伴い、冷戦後の安全保障論議では安全保障に関して多様な概念が提起されるようになった。安全保障の対象は、かつては当然のごとく国家に限定されていたが、今や世界全体から個人までさまざまな主体が考えられるようになった。安全保障を脅かす事態についても、単に武力攻撃やその脅しに限らず、エネルギー、資源、食糧などの供給途絶、エイズ、麻薬、海賊などいわゆる非伝統的脅威が考えられるようになった。このような変化は、部分的には冷戦中から起きていたものであるが、冷戦の終焉によって拡大深化した。新しい安全保障概念に関するさまざまな議論は主として西側諸国で展開されたが、その影響下に中国からも1990年代半ばに「新安全保障観」(中国語では「新安全観」)が提起された。

中国の「新安全保障観」は、1996年7月のARF(ASEAN地域フォーラム)外相会議に初めて提示されたが、公開の公式文献でそれに初めて言及したのは翌97年の「中ソ共同声明」であった。同年末の銭其琛外相の演説は、経済的安全保障が「新安全保障観」の中核的内容であることを明らかにした。その後、99年3月ジュネーブの国連軍縮会議で江沢民主席が演説の中で公式化された形で提示したことによって、「新安全保障観」が広く注

目されることになった。2002年7月のARF外相会議に中国は「新安全保障観」に関する「ポジション・ペーパー」を提示し、江沢民の公式化に即したもっとも体系的な説明を行った。

「ポジション・ペーパー」によれば、「新安全保障観」の本質は「一方的安全保障を越えた、相互利益と協力による共同の安全保障の追求」であり、その「核心」は「相互信頼、相互利益、平等、協業」である。この限りでは、「新安全保障観」と言っても、すでに知られている「共通の安全保障」や「協調的安全保障」と変わりはない。

しかし、さらに詳しい説明を見ると、そこには中国独特の立場の表明がある。すなわち、「相互信頼」とはイデオロギーと社会制度の異同を越え、「冷戦思考」と強権政治メンタリティーを捨てて、相互に猜疑と敵視をしないこと、「相互利益」とは、グローバリゼーション時代の「社会発展の客観的要求」に応じて、相互に相手の安全保障上の利益を尊重し、共同の安全保障を実現すること、「平等」とは、国家が大小強弱にかかわらず国際社会の平等な一員であり、他国の内政には不干渉であるべきであり、「国際関係の民主化」を推進すべきこと、「協業」とは、交渉による紛争解決と協力による戦争と衝突の発生防止、を指す。以上の中の「冷戦思考」とは、軍事同盟による安全保障を意味する。以上の中国の説明は「新安全保障観」が西側諸国で議論されていた「共通の安全保障」、「協調的安

全保障」などの考え方を中国の主張に引きつけて表現したものであることを示している。

「新安全保障観」が中国の「新しい安全保障政策」であるとする、従来からの政策の根本的転換ということになる。逆に「新安全保障観」表明後も中国の軍事的近代化が進行していることから、これを単なる建前ないしは宣伝と考えることも可能である。しかし、「新安全保障観」を中国の安全保障政策の全体像を示すものとするのは間違いである。「新安全保障観」の枠組みの中では人民解放軍の役割は軍の対外交渉（軍事外交）に限られている。しかし中国は伝統的な軍事的安全保障の意義を否定しなかったわけではない。江沢民主席自身、1999年3月の演説から1月も経たないうちに、北京軍区の視察の際にハイテク条件下の局部戦争を戦う能力の重要性を訴えていた。

「新安全保障観」は軍事力と相まって、経済発展戦略の遂行を可能ならしめる国際的条件の確保を目的としているのである。前者は、戦争回避、対中武力攻撃の動機の低減、後者は対中攻撃抑止と国境外での敵の撃退がその役割である。「新安全保障観」における経済安全保障の重視は、アジア通貨・金融危機以降強調されるようになり、国際金融秩序の安定が焦点であるが、近年エネルギー安全保障も重要な一環となりつつある。

全体的な安全保障政策の表明ではなくその一部としても、「新安全保障観」の提起の背景を考えれば、上述の目的がすべてでないことも明らかである。「新安全保障観」の根底には、「一超多強」が冷戦後の国際権力構造として定着しつつあり、中国が二極体制崩壊後に期待した多極構造の実現は長期にわたる過程であるという状況認識がある。同時に、そこには1990年代中期に、天安門事件以降の西側諸国の対中制裁解除を実現し、ロシア、フランス、ASEAN、EU、日本等とのパートナー関係の樹立に成功する等の外交的成果を挙げたことからくる自信と国際関係でイニシアティブを取ろうとする意欲が反映している。

「新安全保障観」提示の状況が示しているその意図は、第1に米国を中心とする同盟体制の強化（1996年の日米安保体制再確認とNATO東方拡大の方針確定）へのアンチ・テーゼを提起することによって、それに対抗する気運を醸成すること

である。第2に、中国の安全保障政策が「共同の安全保障」を追求していることを訴えることによって、92年以降の急速な経済発展と89年以降の急速な軍事費の伸びを背景としてでてきた、中国脅威論を沈静化させることである。

中国はこの二つの目的を追求するに当たって、多国間安全保障協力をその証ないしは手段としてきた。そのため、「新安全保障観」は中国の多国間安全保障協力への関与の理論的枠組みとしても機能してきた。「ポジション・ペーパー」は多国間安全保障協力の形式について、拘束力を持ったものも対話による信頼醸成を中心とするフォーラム的なものもあり得ると述べているが、中国が関与した多国間安全保障協力であるARFと上海協力機構(SOC)に対する態度には、この点で大きな違いがある。

ARFに対して中国は、1994年の第1回会議以来基本的に事態対応的、消極的であった。96年に、翌年春の信頼醸成部会の北京開催を提案したのも、一定の積極性への転換であったが、同年に再確認された日米安全保障体制の地域的役割を否定することが目的であり、事態対応性を脱却したものはなかった。ARFに対して中国は、集団で国家間紛争に介入し拘束力のある決定を下すものではないとしており、基本的に消極的である。SOCは、ソ連解体前から行われていた中ソ国境交渉を引き継ぎ、96年に上海で、中口と中央アジア3カ国（「上海5国」）が国境地帯の信頼醸成協定を結んだのを出発点としており、当初から中国が主導的に関与していた。5国は以後持ち回りで毎年首脳会議を開催し、98年には5国間以外の国際問題も議題とするようになり、2001年にはウズベキスタンを加えてSOCが発足した。2002年にはSOCの憲章が採択され、地域反テロ機構協定が締結された。SOCに対する中国の関与はARFよりはるかに積極的である。このような違いは、中国がどの程度主導性を発揮できるかによるものと言えよう。

中国の「新安全保障観」は安全保障政策の全体的表明でも、単なる建前や欺瞞の手段でもない。それは中国の安全保障政策の成熟と多面性を示すものであり、我々は、その性格を的確に把握したうえで、その積極面を活用していくべきであろう。